

特501

865

洞海石炭従業員組合創立大会議案

1936.2

国立国会図書館



0037005-000


特501-865

洞海石炭従業員組合創立大会議案

洞海石炭従業員組合

昭和11.2

AGF



114 7086

# 案議大會創立

— 1936 . 2月 —

總業從炭石海洞

安

1371



禁止  
11.2. 3  
番號  
第

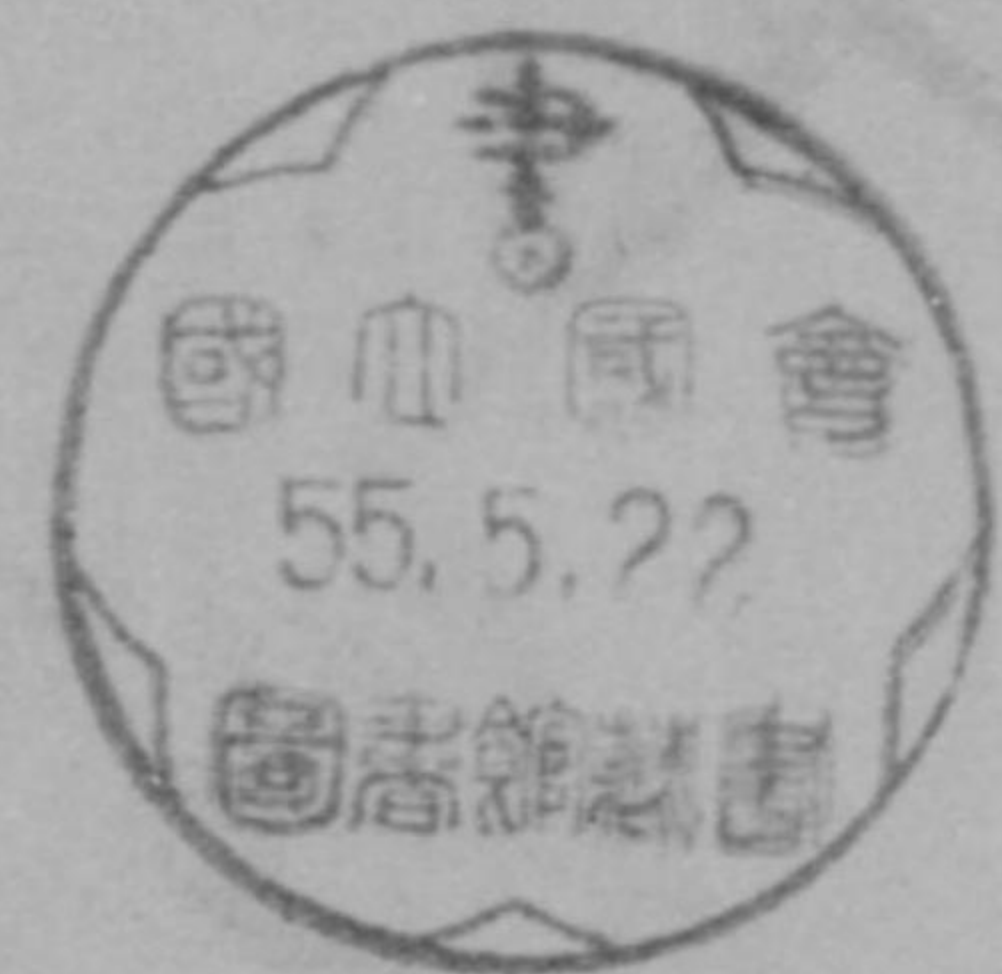
H.M.

SA 1509

# 80

117

4±501  
78501  
865



80W20153

## 宣 言

今や非常時局の名の下にアルジョアー国家は異状なる危機と国乱に逢着してゐる。

一切の生産は、平時経済より戦時経済へと企圖され、不生産的軍需品の多量生産、その拡大を刺激に狂喜するアルゲョアーに依つて、戦争の危機は一層深刻化され、かくてインフレーション政策の強行は益々資本主義経済組織の破綻へ一層拍車を掛けるものである。従つて必然に資本家の産業合理化、労働条件の劣悪化、失業率の増大、中小工業者の没落、農村恐慌の深刻化、尤れなる社会層の窮乏、資本主義体制の全面的矛盾と動搖は一層拡大、再生産されつゝある。

この危機脱出のため、彼等は一層組織的に資本の攻勢を導け、その結合されたる強力支配は極力、無産階級の抑圧と政治的自由を極度に封鎖して、ひたすらに資本主義制の没落破綻を必死になつて糊塗せんとしつゝある。乍然、最早最期の終末期にある資本主義制度は、政治的に経済的に、自己の無能を完全に暴露してゐる。

一九三一年以来、歴史的状態にあつた無産階級も今や、その敗北的状态より、一転して全面的に逆襲的攻勢に傾りむとしつゝある。

見よ!! 昂揚されたる大衆の力強き叫びは、各地に戦線の整備と統一をなせしめてゐる。

斯くの如く、新興勢力の目覚しき躍進の時、封建的労働條件の下に、搾取と圧制に、あへざつ、あつむ、吾が湘海沿一帯の、石炭仲仕の兄弟達、その奴隷的露料より脱すべく、こゝに湘海石炭従業員組合は、幾多の困難と闘つて遂に、その成立を見た。

さあれ 狂乱する資本の攻勢のや中に門出せる吾が組合にも、幾多の障害と、苦難はありう。

だが吾等は信ず。 吾々の友はこの組合に生死をかけて闘ふ事を、然しく、階級的使命を忠實に守る勇敢なるプロレタリアートとして、全国の兄弟達によび懸けむ。

資本の攻勢に逆襲せよ!!

湘海石炭従業員組合萬歳!!

一九三六・一・

### 湘海石炭従業員組合創立大會

### 綱 領

一、吾等は合法的手段に依り労働階級の生活向上を圖り進んで其の解放を期す。

一、吾等は大衆的組織と有効なる戦術を以て資本家階級の搾取と圧制に對して徹底的に闘ふ事を期す。

一、吾等は實踐を通じて明確なる理論を把握し無産階級政治勢力の擴大と階級性を擁護す。

行動綱領

- 一、労働者の団結権、罷業権、団体交渉権の確立。
- 二、完全なる失業救済施設の實施。
- 三、賃金値下、減首、労働強化絶対反対。
- 四、中間搾取制の撤廃。(下受制度)
- 五、二重賃金制の撤廃。
- 六、同一労働に対する同一賃金の支給。
- 七、飯場制度の改善。
- 八、封建的雇傭契約並に就業の規則の改廢。
- 九、無産階級運動暴圧諸法令の撤廢。
  - イ、治安維持法の撤廢。
  - ロ、治安警察法の改廢。
  - ハ、労働争議調停法の改廢。
  - ニ、暴力行為取締法の撤廢。
  - ホ、行政執行法の改廢。
  - ヘ、警察犯處罰令の改廢。

- ト、盗犯防止令の撤廢。
- チ、違警罪即決令の撤廢。
- リ、刑法其の他労働運動関係法規の改廢。
- 十、労働立法の改正並に制定。
  - イ、自由労働者災害扶助法の改廢。
  - ロ、失業保健法の制定。
  - ハ、養老保険法の制定。
  - ニ、痲疾保険法の制定。
  - ホ、現行民法中の雇傭契約関係法規の改正。
- 十一、労働者の政党加入の自由並に選挙権、被選挙権の絶対自由の獲得。
- 十二、メーデーの全国的休業。
- 十三、植民地労働者の差別待遇撤廢。
- 十四、朝鮮労働者日本渡航の自由並に在日本朝鮮労働者の放逐反対。
- 十五、労働組合及び無産政治戦線の統一。
- 十六、帝國主義戦争の危機に対する斗争。
- 十七、無産階級の国際的提携。

規約

第一章 總則

第一條 本組合ハ洞海石炭従業員組合ト稱シ事務所ヲ白畑市ニ置ク。  
 第二條 本組合ハ本組合ノ宣言、綱領、主張及決議ノ遂行ヲ以テ目的トス。  
 第三條 本組合ハ洞海濱一帯ノ石炭礦地及ビ之ニ附随スル事業ニ従事スル勤労大衆ヲ以テ組織ス。

第二章 組織

第四條 本組合ハ必要ノ地ニ支部ヲ置クコトヲ得。

第三章 機關

第五條 本組合ニ左ノ機關ヲ置ク。  
 一、大會 二、執行委員會 三、常任執行委員會

第一節 大會

第六條 大會ハ本組合ノ最高決議機關ニシテ大會代議員、執行委員及本部役員ヲ以テ構成ス。  
 第七條 大會ハ毎年一回執行委員長之ヲ召集ス。

但シ執行委員會ニ於テ必要ト認メタル場合ハ執行委員長之ヲ召集スル事ヲ要ス。

第八條 大會代議員ノ選出比例ハ別紙ノ定ムル如ク依ル。

第二節 執行委員會

第九條 執行委員會ハ執行委員長、書記長、會計、常任執行委員及ビ執行委員ヲ以テ構成シ本組合ノ執行機關ニシテ大會ノ決議ヲ執行スベキ責任ヲ負スルモノトス。

第十條 執行委員會ハ常時組合事務執行ノタメ常任執行委員ヲ互選ス。

第十一條 執行委員會出書記若干名ヲ選任ス。  
 書記ハ書記長ト共ニ書記局ヲ構成シ本組合ノ事務ヲ處理シ各種ノ委員會ニ出席シテ發言シ得ルモノトス。

第三節 常任執行委員會

第十二條 常任執行委員會ハ、執行委員長、書記長、會計、常任執行委員ヲ以テ構成シ常時組合ノ事務ヲ執行スルモノトス。

第十三條 常任執行委員會ハ其ノ目的達成ノ爲メ左ノ部門ヲ置ク。

- (1) 組織
- (2) 教育
- (3) 調査
- (4) 爭議
- (5) 共済
- (6) 青年
- (7) 政治
- (8) 純制

第四章 役員

第十四條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク



第十五條

(1) 執行委員長 一名 (2) 書記長 一名 (3) 會計 一名  
(4) 常任執行委員 若干名 (5) 執行委員 若干名 書記 若干名  
執行委員長ハ本組合ヲ代表シ大会及ビ執行委員会ノ決議ニ基キ一切ノ會務ヲ統括ス。

第十六條

書記長ハ執行委員長ヲ補佐シ執行委員会及ビ常任執行委員会ノ會務ヲ処理ス。

第十七條

會計ハ本組合ノ金銭出納及財産管理ニ關スル一切ノ事務ヲ処理シ其ノ責ニ任ズ。

第十八條

執行委員ハ組合ノ事務ヲ執行ス。

第十九條

常任執行委員ハ第十三條ノ各專門部長ニ任ジ(但シ兼務ヲ防グズ)常時組合ノ事務ヲ執行ス。

第二十條

役員ノ任期ハ次期大会マデトス。但シ兩選ヲ防グズ。

### 第五章 會計

第二十一條

本組合ノ經費ハ本組合ノ經費ヨリ生ズル利益及ビ組合費ヲ以テ支弁ス。

第二十二條

組合費ハ一名ニ就キ、一ヶ月二十錢トシ毎月二十五日迄ニ會計ニ納入スルモノトス。

第二十三條

組合費ハ如何ナル場合ト雖モ之ヲ返還セズ。

第二十六條

本組合ノ予算及決算ハ大会ニ報告シ其ノ承認ヲ得ルヲ要ス。

第二十五條

本則第三條ニ該當スル者ハ本組合ニ加入スル事ヲ得。

### 第六章 加盟及脱退

但シ第三條ニ該當セザルモノト雖モ、常任執行委員会ニ於テ特ニ認めラレタル者ハ此ノ限リニ非ズ。

第二十八條

本組合ニ加入セントスルモノハ規定ノ申込書ニ組合費一ヶ月分ヲ添ヘテ支部又ハ本部ニ申出ヅベシ。

第二十七條

本組合ヲ脱退セントスル者ハ其ノ理由ヲ附シ、脱退届ヲ提出スルヲ要ス。

第二十八條

本組合員ニシテ左ノ一ニ該當スルモノハ執行委員会ニ於テ除名スル事ヲ得。

一、組合ノ精神ニ違背シタル行為アリタル者。

二、組合ノ名譽ヲ毀損シタル所爲アリタル者。

三、組合ノ統制ヲ亂シタルモノ。

前條ノ理由ニ依ル除名者ニシテ異議アル者ハ次期大会ニ申出ル事ヲ得。

第二十九條

本組合員ハ左ノ權利義務ヲ有ス。

一、本組合ノ役員、執行委員及大会代議員ノ選出權、被選出權。

二、指定ノ組合費ヲ納入スル事。

三、本組合ノ規約及決議ヲ遵守シ遵重スル事。



經濟狀況

國際的資本主義の一環たる、吾國資本主義も一九二七年以來の未曾有の世界的經濟恐慌の余波を受け根柢より動搖し、大なる失業恐慌の續出、物價の暴落、生産力の減退、貿易の不振、他方、農業恐慌の進行と共に極度に農村の疲弊を招来した。かゝる恐慌の狀態進行中、一九三一年に至つて、即ち「滿洲事變」と「金輸出兩禁止」の二大事件に達したものである。

滿洲事變は、歸成政治勢力の一分派たるファッショの抬頭と軍部軍進派の勢力増大に口餌を與へた。國家非常時の名の下に、急激なる軍事費の増大とその補給工作をなさしめ、軍需工業とそれに附隨する諸工業の異大なる發展、他方金輸出兩禁止に依る為、編蓄も下落はインフレーションを武器とする輸出増進をなさしめ、かくて赤字公債に依る、インフレーションの積極化は、さなきだに軍需工業と貿易關係工業の好況を現出し、それは他産業の不振と対照して、甚だしく憂鬱的經濟現象である。

インフレーションによつて、狂喜狂舞する資本家階級に引き替へ、吾々労働者は、物價暴騰に依る實質的、労働賃金の引下げ、ソシアルダンピングの犠牲となつて産業合理化、労働強化、尚、年々其の数を増す失業者の簇出、農業恐慌の永續性 等々 以上の如く、日本資本主義

経済は深刻なる予備を内抱してゐる。而して現在の恐慌状態より脱すべく、彼等は最後の工作に入りつゝある、その基本的な動向は、今や独占資本と国家権力の結合強化、即ち国家資本主義トラストそれである。

### 政治状態

日本ブルジョアジーは、吾邦国独自の傳統と近代政治形態の相剋に、その政治支配の無確立を完全に暴露してゐる。

既成政治勢力の分裂動搖、新官僚の墮頭、軍部の政治的進出、政黨政治の無力と否認、フアツシズム的勢力の増大と同時にそれらを通じて強化される反動的支配階級の無産階級へ射する抑圧等、資本主義の上層建築たるブルジョア政治勢力は、その経済的基礎の徹底的殺戮に伴ひ相克と混乱を来してゐる。

然かも斯る混乱期を一貫して、最も特徴的な現象を形成せるものは、フアツシズム的、勢力の増大であり、その政治的動向は、現在の段階に於ける、中心的眼目である。

滑つて日本資本主義は、戦争毎に躍進的發展を遂げつゝ、軍部はその偉大なる御成箱であつた。然し独占の現段階に入り込める、日本資本主義の全体的な予備と危機は極度の階級の境地からする、軍部の政治的進出を蓋し不可避なりしむ。

別言すれば、ブルジョア政治支配の無氣力のため全官僚機構、殊に軍部の役割がブルジョアの妥協を余儀なくせしめ、その深化、拡大されしことである。以下畧

吾國、政黨政治の發達は改進黨國に比し異なるは、封建的殘存物たる、元老、樞密院、貴族院を中心として成りてある。

現在の独占資本は、初期の自由主義的無統制から、金融資本と國家資本の結合せる統制の下に進行し、それはより強力なる統一支配を要求され、新なる政治組織へ進行しつゝある。以下畧

### 組合計争方針

無産運動の今日の如き行詰りに就いては、社会状態の然らしむる處が最大の原因ではあるのだが、醜へつて、吾々は無産陣營の内訌状態を嚴密に検討する必要がある。

(1) 左翼小児癡者の公式的な誤謬の日和見主義者の虫屈、無智と打算的組合運動、それ等の着しき特徴としては、客觀的状態の見逃しの誤算から来る戦術戦畧の失態、強力支配への無氣力な降伏、議員候補者の蒸出、而して之等左から右への一連の浮浪性が大衆をしく分散せしめ組合及党を対立、分裂せしめ大衆の階級的、組織力を、意識的、無意識的に侵害したるものである、吾等は漸然その誤謬と欠陥を、排撃し破壊しなければならぬ。

(2) 組合は思想的總ゆる分子の結合体であるが故に、これを階級的に成育し統制しなければならぬ

(3) 組合は如何なる問題と云へども、大衆の生活に直接相關することであれば、是を取り上げて

世論的を活動せしめなければならぬ。個々の生活の不满から醸成され発展し行く要求、不平を敏速に抱へて、階級性を持たせ、当面の計争題目を規定し、随時計争を展開しなければならぬ。

今計争の最も接近を要する事實は、社会主義への直接的計争でなく、資本主義へ附着せる封建的復古的な反動要素の清掃でありその総化である。これが大衆の要求たるや、政治的には自由の爲めの民主主義的なものである、経済的には待遇改善の要求となる。故に計争の決定的勝利を克ち得るための前提的過程として、民主主義の徹底的遂行に依り現在の資本主義の、反動的な、ファッショ的な一切の精神的支配に耐して、細心に警戒しつつ、實際を通じてそれを粗止し、大衆を正しき目標に説得し、誘導せねばならぬ。

(4) 組合は現時の全体的矛盾から促進される、一切の反資本主義的経済分野を、動員するものであり、同時に反資本主義的イデオロギーの正しき強化のための役割を果すものである。

(5) 組合は、レベルの低い大衆を基礎とするが故に、その行動綱領も、各生活層に於ける特殊の日常卑近な要求から取上げられる。併せて計争の性質と内容に依って或は計争の発展段階に於ては、一般的普遍的な目的に結びつけ、又發展せしめなければならぬ。

だから此間、広く大衆的規模に於て計争が遂行される關係上、他の諸団体との連絡や共同計争も行はれるであらう。

戸畑市 洞海石炭従業員組合

(協同会)

戸畑市都島通二丁目永松久太郎  
責任者 秋本利雄

